今こそ、憲法問題を語り合う時

―「平和」のための憲法とは?―

当会は、憲法問題に積極的に取り組んでいる。 さまざまな思想・信条をもつ会員によって構成され る強制加入団体という制約があるから、当会が会 としての意見を集約・公表する際には、特段の配慮 が必要である。しかしながら、会員が憲法問題を 語り合うことを呼びかけ、語り合う場を提供する ことになんら制約はない。

LIBRA 編集部は、2014年2月号において、樋口陽一・東京大学名誉教授から「憲法の『うまれ』と『はたらき』一改憲論議の背景をあらためて整理する一」という特別寄稿を頂戴し、特集を組んだ。

本号においては、夏期合同研究のパネルディスカッションを紹介するとともに、「『平和』のための憲法とは?」というテーマで会員から広く声を集めた。

(臼井 一廣)

CONTENTS

- 「7.1 閣議決定」による「憲法第9条の下で許容される 『自衛の措置』の要件」の憲法解釈変更の意味と影響
- パネルディスカッション 「平和憲法の行方~今, 弁護士会のなすべきことは?」
- 憲法と平和〜私の「思い」
- 何に「平和への脅威」をリアルに感じるか ~それぞれの憲法第9条への「思い」

「7.1閣議決定」による「憲法第9条の下で許容される 『自衛の措置』の要件」の憲法解釈変更の意味と影響

(36期)

日弁連憲法問題対策本部副本部長 伊藤 真(36期)

2014年7月1日,政府は、歴代内閣の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使等を容認する旨の閣議決定を行った(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」)。

この「7.1 閣議決定」の持つ意味と影響について、東京弁護士会では2014年7月14日の夏期合同研究の全体討議において、伊藤真・日弁連憲法問題対策本部副本部長に基調報告をしてもらったが、この閣議決定の中で特に問題が大きいと思われる「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」の部分について、あらためて伊藤真・同副本部長に、インタビュー形式で解説をお願いした。

なお、インタビュー内で引用されている「7.1 閣議決定」の全文や、政府が閣議決定に先立ち公表した「6.27 想定問答」全文については、大部になるので下記サイトで検索していただきたい。

http://www.jicl.jp/jimukyoku/backnumber/20140826.html 法学館憲法研究所>事務局からのお知らせ>政府が集団的自衛権行使容認の閣議決定(7月1日)

――まず、今回の「7.1閣議決定」について、これを「立憲主義に反する」のだという主張があります。それは、どういう意味からでしょうか。

憲法9条の下で許容される自衛の措置の要件や範囲について、今回の「7.1閣議決定」が、歴代内閣が踏襲してきた確立された憲法解釈を変更し、集団的自衛

権行使等の「海外での武力行使」を容認する方向を 打ち出したことは、立憲主義に反すると私も思います。

現行憲法は、「日本国民は、正当に選挙された国会に おける代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫の ために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわ たつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつ て再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決 意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲 法を確定」しています(憲法前文)。憲法の主眼は、基 本的人権の保障と恒久平和主義のために、権力を憲法 の監視下に置きその行動を憲法規範の範囲内に制限す ることにあり、それが立憲主義です。そして、現行憲法 の9条1項2項は、すべての戦争を放棄し、どのような 目的の武力行使も一切認めないとしました。歴代内閣 の政府解釈においても、一切の戦争(武力行使)は禁止 されていると解しています(武力行使禁止規範)。しか し、一方で歴代内閣は、憲法の前文及び13条から、「自 国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要 な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解さ れない」として、自衛のための一定の武力行使は容認 してきました(武力行使容認規範)。ただし、歴代内閣 は、その「自衛のための措置」について、「憲法が…… 自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない ことから、あくまでも「外国の武力攻撃によって国民の 生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえさ れるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの 権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認 されるもの | で「その措置は……必要最小限度の範囲 にとどまるべきものである |、すなわち「わが国に対する 急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」と限定し、 個別的自衛権に限って武力行使を認め(武力行使限定 規範),「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」 と解釈してきました。これは、きわめて明確な歯止めで あり、武力行使制限のための憲法規範として歴代内閣 が認め、これまで有効に機能してきたものです。つまり、

自衛戦争(自衛に名を借りた武力行使)は認められないが、自国が攻撃された場合の個別的自衛権の行使は可能として、自衛戦争と自衛権行使を区別してきたのです(参照・1972年10月14日参議院決算委員会提出資料)。

ところが、今回の閣議決定は、「自国の平和と安全を 維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を とることを禁じているとは到底解されない」という『武 力行使容認規範』の部分は強調しながら、限定規範で ある「憲法が……自衛のための措置を無制限に認めて いるとは解されない」という部分を省略し、本来は武力 行使の限定規範である、この自衛の措置は、「あくまで 外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追 求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の 事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを 得ない措置としてはじめて容認される」という部分を、 「そのための必要最小限度の武力の行使は許容される | と文末を変容して『武力行使容認規範』として使い 個別的自衛権に限られない、という逆の結論を導いて います。つまり、憲法9条の『武力行使限定規範』が、 政府の憲法解釈から全く失われているのです。

これは、時の政府が「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」があると認定すれば、自衛の措置という名の下で、集団的自衛権にとどまらず、集団安全保障措置への武力を伴う参加、国連軍への参加など、あらゆる武力行使が可能となることを意味しています。自衛戦争(自衛に名を借りた武力行使)と個別的自衛権行使を区別し、後者のみを可能としてきたこれまでの歴代内閣の憲法解釈を放棄して、これを区別せず、自衛の措置(自衛に名を借りた武力行使)なら全て可能としているのです。このような解釈の変更は、まさに立憲主義の破壊でしかありません。

――「7.1閣議決定」は、このような解釈変更をした理由として、「グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開

発及び拡散, 国際テロなどの脅威により, ……我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し, 変化し続けている状況を踏まえれば, 今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても, その目的, 規模, 態様等によっては, 我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」としています。このような考え方については, どう思われますか。

まず、「我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている」という部分に関しては、本当にそうなのか、かつての冷戦時代と比べて武力行使要件を変更しなければならないほどの切迫した事態が本当にあるのか、冷静かつ客観的に検討されるべきだと思います。

また、他国が武力攻撃を受けたからといって、直ちに 我が国の存立が脅かされたり、国民の生命・自由等が 根底から覆されるという事態を想定することは困難です し、政府も何も例示していません。「我が国の存立を脅 かす」という言葉を使っていることからして、他国への 武力攻撃で日本へのエネルギーや食料の供給に困難を 来すような場合も含めて想定していると思われ、実際、 政府が公表した「想定問答」問11では「我が国の存 立を全うし、国民を守るために、武力の行使に当たるも のであっても、シーレーンにおける機雷掃海や民間船舶 の護衛は必要不可欠」とされていますが、エネルギーや 食料のみならず経済的な相互依存関係がこれだけ高ま っている現代の国際社会においては、そうした事態は際 限なく広がる危険性があります。かつて日本は、「満蒙 は日本の生命線 というスローガンを主張し、他国にお ける資源権益を確保するために日中戦争や太平洋戦争 に突入していきましたが、それと変わりない事態が今後 生じていく危険性があると思います。

一「7.1閣議決定」では、自衛の措置の発動の新3要件として、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、 又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が 発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、 自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、 国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまること、としています。この新基準については、どのような問題があるとお考えですか。

第1の問題点は、集団的自衛権を行使する際に重視されるのが、国民の生命や自由等の直接の危険よりも「我が国の存立を脅か」すかどうかの判断である、という点です。

①の要件では、「我が国の存立が脅かされ」という要 件にプラスして「国民の生命、自由及び幸福追求の権 利が根底から覆される明白な危険がある」という要件が 必要であるかのように見えますが、政府の「想定問答」 問7では、国の存立と国民の生命等とは表裏一体であり、 国民の生命や自由等は加重要件ではないと明言してい ます。つまり、集団的自衛権の行使等の武力行使の判 断においては時の政府の「我が国の存立が脅かされ」る という判断こそが重要であり、「国民の生命、自由及び 幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」 というものはその結果として擬制される、ということです。 先ほど述べたように、他国が攻撃を受けることで、我が 国の国民の生命・自由等が直接は危険に晒されなくても、 日本へのエネルギー(石油等)や食料の供給に困難を 来す事態はあり得ます。そのような場合でも、時の政府 が「我が国の存立が脅かされ」ると判断すれば、「国民 の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される 明白な危険」も擬制され、我が国から紛争相手国への 武力行使ができる、ということになります。

それでは満州事変における「満蒙は日本の生命線」というスローガンと同じではないか、と懸念されるわけですが、①の要件で「国民の生命、自由……が根底から覆される明白な危険」という表現があるために、マスコミや国民に重大な誤解を与えるリップサービスとなっているのではないか、そういう疑問が拭えません。

第2の問題点は、①の要件の表現では、具体的かつ明白な「行使の基準 | たり得ない、という点です。個別

的自衛権の場合は、我が国が攻撃されたことがきっかけになって行使され、この「攻撃の有無」は、一義的で客観的に判断できます。これに対して、本閣議決定が認める集団的自衛権を発動する要件は、攻撃を受けた国が「密接な関係にある」こと、我が国の存立が脅かされる「明白な危険がある」ことであり、それらを「政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断する」とされています(政府「想定問答」問3)。しかし、「密接な関係」も「明白な危険」も極めて抽象的な概念であり、一義的・客観的基準にはなり得ず、その判断を時の政府に任せるならば、これまで憲法9条が営んできた「戦争に巻きこまれない」という歯止めが機能しなくなってしまいます。

第3の問題点は、他国間の戦争に巻き込まれる危険が大きい、という点です。

政府の「想定問答」問4でも問われていますが、答えとして示されているのは武力行使要件の判断方法だけで、「戦争に巻き込まれるかどうか」という問いには答えていません。実際、集団的自衛権を行使し、他国の紛争相手国に対し武力行使をすれば、それ以降は我が国もその紛争相手国にとって敵となるのであり、それまでなかった我が国への直接の攻撃が始まることは十分あり得ます。他国の武力紛争に武力介入すれば、その武力紛争に巻き込まれていくことは必然的なのです。

第4の問題点は、時の政府が新3要件をクリアした と判断すれば、地理的制限もなく、また集団的自衛権 に限らず、「自衛の措置」の名目で海外での武力行使 が容易にできてしまう危険性がある、という点です。

政府の「想定問答」問10は、先に政府が示した集団的自衛権の行使事例である8事例全てを容認していますし、新3要件をクリアすると時の政府が判断すれば、他国の領域・領海でも武力行使ができ、地理的制限もないことを暗に認めています(問12,13)。

政府の「想定問答」問12では「新3要件に照らせば、 我が国がとり得る措置には自(おの)ずから限界がある とも述べていますが、それで歯止めがかかっているでしょうか。元々その新3要件自体が曖昧なのですから、問いをもって問いに答えるようなもので、「問答」になっていません。これは、新3要件が規範として意味をなさないことの証左だと思います。

――最後に、政府が憲法解釈を変えること自体はこれまでもあったし、可能だという意見もあるのですが、この 点はどう思われますか。

解釈変更の「必要性」と「許容性」があるか、という問題だと思います。

「必要性」について、本閣議決定は安全保障環境が変化したと言いますが、我が国の領土を巡る周辺国との問題は本来日本の個別的自衛権の問題であって、集団的自衛権の行使を容認する必要性にはつながりません。その意味で、現時点でそのような解釈変更を行う必要性が本当にあるのか、もっと検証されるべきだと思います。

また「許容性」については、これまで述べてきたように、今回の解釈変更は憲法9条の武力行使の限定規範として意味を失わしめるものだと私は思いますが、そのような解釈がなぜ許されるのか、もっと検証されるべきでしょう。1954年に自衛隊が創設されて以来、これまで政府が行った憲法解釈の変更は文民条項(66条2項)を憲法の趣旨により合致するように厳格化したものだけです。今回はそれとはまったく意味合いが違います。

憲法9条は本来,国民の生命・自由・幸福追求権を 保障するための手段を,武力行使以外の方法に制限したものであり,少なくとも海外での武力行使以外の方法 で目的を達成するように国家に命じた規定だと思います。 それなのに,今回の閣議決定は,抽象的な新3要件を 満たすと時の政府が判断すれば,「自衛の措置」として 集団的自衛権のみならず海外での武力行使が可能と解 釈してしまっており,憲法9条の立憲主義的存在意義 を無にしたに等しいと,私は思います。つまり解釈の 変更で許されるようなものではないということです。

パネルディスカッション 「**平和憲法の行方~今,弁護士会のなすべきことは?」**

2014年7月14日開催 夏期合同研究全体討議より

パ ネ ラ ー 伊藤 真 (36期) 田島 正広 (48期) 長谷川 弥生 (63期)

コーディネーター 伊井 和彦 (37期)

伊井:まず、本日のパネルディスカッションの趣旨についてご説明します。

本年7月1日,政府は「国の存立を全うし,国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」という閣議決定を行い、その中で「憲法第9条の下で許容される『自衛の措置』の要件」について、歴代内閣が踏襲していた憲法解釈を変更し、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権の行使や集団的安全保障への武力参加すら可能とする決定を行いました。今後は、この閣議決定の法制化の作業が来年にかけて進められるものと思われます。

これに対し、日弁連及び東弁は、立憲主義と恒久 平和主義の観点から、閣議決定という方法や集団的 自衛権の行使を認めること自体について、これを批判 し抗議する会長声明を発表しており、一弁・二弁・ 大阪その他全国の単位会でも、同様の会長声明や意 見書が閣議決定の前後に出されています。

しかし、弁護士会の公的見解はこういう形で出されていますが、実際に弁護士会の内部でざっくばらんに話をしていると、必ずしもそのような意見ばかりではありません。現実の国際情勢を踏まえ、憲法第9条の現実的な改正や集団的自衛権の容認自体は必要だという考えの弁護士も、少なからずおられます。また、現在の弁護士会の多数を占める若い世代の弁護士からは、「弁護士会の中では憲法に関して率直な本音の意見を言いにくい雰囲気がある」という意見も聞かれます。

このような、特に中堅世代以降で、弁護士会の中で憲法について本音を語ることがタブー的な雰囲気があり、それがそのままにされていることは、10年後あるいは20年後の弁護士会の憲法議論を考えるとき、大変心配です。

育った時代や回りの環境,受けてきた教育等から,世代によって憲法に対する「思い」や価値観が違うことはあり得ることですし、同じ世代でもいろいろな意見があります。大切なことは、その「違い」を互いに「理解できない」としてタブー視せず、それぞれの世代が本音で語り合い、自分たちの「思い」を伝え合う努力をすること、それがこれからの弁護士会の中で必要だと思います。そこで、本日のこのパネルディスカッションを企画しました。

僅か1時間のディスカッションなので、ほんの触りしかできないかも知れませんが、東弁のみならず各団体での同様の議論のきっかけになれば幸いです。

それでは、本日のパネラーをご紹介いたします。36 期伊藤真さんについては、先ほどの基調報告で、そのお立場・お考えはすでに皆さんもお分かりだと思いますので、あとのお二人について、自己紹介を兼ねて、期とお名前、憲法9条や安全保障についてのご自身の基本的な考え方、あるいは本シンポの企画趣旨についてでも結構ですので、簡単なごあいさつをお願いしたいと思います。

長谷川:63期の長谷川弥生と申します。私自身はそれほど若くはないのですが、期が若いというところで参加させていただいています。同期の人とか、あと学生の若い人たちと話すこともあるので、その方たちの意見などをお伝えしたいなと思っています。集団的自衛権については、私はまったく反対の立場です。

憲法についてざっくばらんに話そうという機会はとても重要だと思っていまして、この企画は素晴らしいと思います。よく9条の会などに参加することがあるのですが、やはりこういう憲法問題に熱心な方たちの

集まりというのは、概して反対の意見を言いにくいような雰囲気があって、それで話も難しいし、「まあ、いいや」という感じで若い人の関心が薄れているようなところもあるのではないかと思っています。

田島:48期の田島でございます。私の立場としては、立憲的改憲派であり、立憲主義を進めるための憲法改正ということについては、真摯に議論する用意はあるという立場になろうかと思います。従いまして、今回のような形で、憲法解釈の変更によって実質的に9条の規範性というものを喪失させるという閣議決定を行うことについては、反対ということになります。

私は、軍事力の正面からの肯定とか、集団的自衛権の行使、さらには国連の集団安全保障措置というもの、こういったものは賛成する方向性、肯定する方向性で議論していくべきだと思います。

その根拠はどこにあるのかということになってくるわけですが、まず国家というものが当たり前の形として持つべきものだからというのが、私の率直な見解です。

日本は先の大戦で大変な失敗をしました。ですから 反省しなければいけないところは山のようにあるし、ま たアジア各国、特に中国や韓国からは今でも恨まれて いる、それは当然のことだと思っています。

でも、そこから何を学ぶべきなのかということに関して申し上げれば、「軍事力を持っていたからあの結果になったのか」ということなんです。その部分に関して、私はそれをイコールにするつもりはありません。

むしろ私は、時計の針をペリー来航まで戻すべきだと思っていて、この国が軍事力というものを持ったおかげでどういう結果になったかといえば、先の大戦では失敗しましたが、それに至る過程においては、列強の帝国主義の侵略から独立というものを守ることができた、そして発展をすることができたという、重要な結果があるわけです。その流れを、先の大戦の失敗だ

けをもって、すべて全面否定するということには、私 は反対なのです。

では、先の大戦で何を失敗したのか。これは、軍事 力に対するコントロールというものができなかったとい うことに尽きるのだろうと思っています。

先の大戦の当時の大日本帝國憲法は、天皇主権、すなわち人の支配になりますが、当初は藩閥政治から元老の時代を経て政党政治に至る過程でサポートがしっかり行われていて、それが故に軍事力の暴走も起こらなかった。しかしながら、政党政治が混乱期を迎え、不幸なことに関東大震災があり、そしてまた世界大恐慌が起こり、軌を一にして、ドイツやイタリアなどでは新たな国家社会主義的な勢力が台頭し、そういった流れの中で、我が国においても植民地がもっと必要だという考えが強くなっていきました。そして、世界恐慌を生き抜くために、しかも世界が市場を閉ざして自国の植民地との貿易というものを独占するというスタンスを再び強め始めた時期においては、満州が必要だというような状況が生まれ、軍事力のコントロールが効かなくなってしまった、それが失敗だったと思うのです。

この軍事力に対する民主的コントロールという問題だけで、すべて解決すると言うつもりでもないのですが、 民主的コントロールという観点で言うならば、重要なものとして挙げておきたいのが、コントロールの前提としての民主的基盤の堅持という部分です。特定秘密保護法のような形で、どこまで国民に情報が開示されるのかが分からないという事態になったり、国政選挙における一票の価値の大変な格差の問題も解決していない、果たしてこの国の民主的基盤というものは、本当にこれで安心していられるものなのかということに関して、私も非常に危惧感を覚えます。

そのような状況ですから、直ちに全面的に改憲して、 全面的に集団的自衛権を行使できる国にしましょうと はなかなか言いづらいところです。でも、そこは車の

コーディネーター **伊井 和彦** 会員

両輪として解決していかなくてはいけない問題なので はないかなと私は考えています。

伊井:田島さんは、ご自身のブログでも、今回の憲法解釈変更の閣議決定というやり方で進めることについては強く反対をされているんですが、集団的自衛権、あるいは海外における武力行使も含めて、軍事力に対する民主的コントロール、それができるように、例えば憲法改正して、きちんとそれを定めれば、積極的に活用されるべきというお考えと理解しているのですが、そういうことでよろしいですか。

田島: もちろん基本的にはそういう立場でありまして、 であるが故に、その民主的基盤をしっかりと同時に維持、 そして発展させなければいけないということになります。

伊井: そういう民主的コントロールを確保さえできれば、集団的自衛権やその他の防衛力、自衛力、戦力も持つべきだというお考えの背景には、いわゆる中国や北朝鮮の軍事力の脅威とか国際情勢の変化というものを踏まえ、日本の防衛、あるいは抑止力の面では効果があるという理由もあるのでしょうか。

田島:私は、外での集団的自衛権の行使をもって日本周辺の脅威の確実な回避を説明しようという論ではなく、それが日本の安全保障上抑止力になるのかどうかは、よく考えてみなければいけないと思っています。世界にはいろいろな問題があるので、冷戦が終わって、地域紛争が激化して、あるいは新たなテロリズムというものがどんどん出てくる中で、国際社会においてそれぞれの国が置かれている状況を見据えての議論になるのだろうと思っています。

スイスのように永世中立をとって, 国連にも加盟しません, 経済制裁などをやるということは中立義務に

違反しますからという選択肢を採るということができる 国は、それはいいですね。

日本が同じ道を歩めるのかというと、ロシア側から、あるいは中国から日本列島というのを見たときに、非常に邪魔になるところに日本列島というのは存在していて、非常に魅力的な場所なのだろうなと思えるということは否定しがたい事実であって、そういう地政学的な部分を考えたときに、取り得る道が果たしてどういう道なのかというところが、むしろ重要な視点として存在しています。ここからお尋ねのように、日米関係を強固にして外で日本が集団的自衛権を行使することが日本の安全保障上の抑止力になるという話にすり替わってしまうのかもしれませんが、日本有事の場面は、日本の個別的自衛権の行使をアメリカが集団的自衛権で支える場面なので、日本が外で集団的自衛権を行使すれば、アメリカのそれも確実に期待できるという保証がある訳ではないように思います。

伊井: あと海外における武力行使でよく言われるのが、国際平和維持活動、いわゆる PKOとか、あるいは国連安保理決議による強制措置への参加といった形で、もっと日本は貢献すべきじゃないかという意見もあるわけですけれども、この点も武力行使への民主的コントロールができれば、むしろそういうことは参加していくべきだというお考えでしょうか。

田島:はい、参加していくべきだという考え方になります。ただし、戦前は戦争というものは個別的自衛権の行使の名の下に行われ、そしてまた戦後は集団的自衛権行使の名の下に行われる例が圧倒的多数となっていますから、やはりそこはよくよく考えて検討できる機会というものがなければいけない。国連の平和維持活動での武力行使がどこまで許されるのかについても、自衛の名の下に侵略に渡ることがないよう、本来憲法

論議をすべきと思っているので、その意味で民主的な 議論、そしてまた国会での論戦というものが非常に重 要な意味を持つと思っています。

伊井:田島さんは48期でいらっしゃいますよね。私もいろいろなところでいろいろな弁護士と話をしていて、実は40期代後半から50期代の方々には、田島さんと同じ考え方をされる弁護士も少なからずというか、もしかしたら相当たくさんいらっしゃるようにも感じているのですが。今までいろいろな人と話してきた中で、田島さん自身は、自分の周りや近い世代、あるいは若い世代の人たちと話をしてきた中で、そういうことをお感じになりましたか。

田島: そうですね。それは感じるところはあると思います。

伊井: 長谷川さんは63期ということで、先ほど、なかなかそういう若い期の人たちは弁護士会のこういう議論に参加しづらいというか、意見を言いづらい、そういう雰囲気があるという話もありましたけれども、まず長谷川さんご自身は、今の田島さんのような考え方について、どういうふうに思われますか。

長谷川:私は4月にベルギーで行われた国際民主法律家協会に参加してきたのですが、そのときに、日本の憲法9条というのが、私たちが思う以上にとても評価をされていて、今後の世界を紛争のない世界にしていくために、日本の弁護士はもっと出てきてしゃべるべきじゃないのかというような意見がたくさんありました。

まあ、そういう弁護士が集まっている会だったということもあるのでしょうが、究極的には武力で何かを解決していくという時代からはやっぱり変えていかなくちゃいけないのじゃないか、私自身はそう思っていま

すので、ちょっと田島さんのお考えには賛成できない ところがあります。

またこの間、フランスの大学で日本の憲法9条であるとか、今、国連で話がされている平和への権利であるとかについての講義に参加する機会があり、そのときに若い学生たちと話をすることがあったのですが、日本から来ている留学生が言っていたことがとても印象的でした。

20歳くらいの男子学生だったのですが、「日本が集団的自衛権で外国で戦争するということは反対だけれども、世界にまだ紛争があることはあって、PKOなど誰かがやらなくちゃいけない仕事があるのに、そしてそれによって平和が守られているのに、日本は憲法があるから参加できませんと言って何もしなくていいのかと、フランスでいろいろな国の学生と話をしていて、自分の考えが変わった」というふうに言っていました。そういう若い人たちも多いのじゃないかなというような気はいたします。

伊井: 長谷川さん自身は、やはり集団自衛権等については否定的な立場だと思われるのですが、ただ、中国とか北朝鮮の軍事的脅威があるじゃないかという話はよく世間でありますよね。今回の閣議決定後の街角のインタビューでも、賛成だと答える若い人たちが結構多くて、その理由のほとんどが中国、北朝鮮を挙げていましたけれども、そういう脅威というのは、長谷川さんはお子さんもいらっしゃるとお聞きしていますけれども、弁護士の立場だけでなく、女性や母親という立場から見て、そういういざという時の脅威というものは、何か感じることはございますか。

長谷川: 例えば子どものお友達のお母さんとかとしゃべっていると、やっぱりマスコミの影響が大きいのか、憲法9条があるといっても北朝鮮から実際にミサイル

が飛んできたらどうするのなどと言われると、私として も答えに困ることはやはりあります。でも一方で、お 母さんたちの中にはやっぱりいざ徴兵制ということにな ったら、自分の子どもが行かなくちゃいけなくなると困 るとか、今、高校生の子なんかは、本当に自分たちが 行かなくちゃいけないかもしれないと不安に思っている というようなところで、自分たちの声が政治に届いて いないということも感じているように思います。

伊井: 今日は、あえて弁護士会の中であまり正面からこういう形で議論されることがなかったタブーに挑戦しようと思いまして、田島さんには結構大胆なこともご発言いただいているのですけれども、ただ、弁護士会の公式見解とは違う、田島さんのようなご意見も、実は今の弁護士会の中でも決して少なくないということを僕らは理解した上で、そこからどう対話をし、どうお互いの理解を深めていくかということを進めていかなきゃいけないと実は思っているんです。それを前提に伊藤さん、田島さんのご意見をお聞きになって、まずどのような感想を持たれましたか。

伊藤: 私は田島さんとはもう5~6年になりますか、 慶應義塾大学の大学院で小林節先生のゼミで同席させていただいて、毎週のようにこうした問題について 議論を共にさせていただいてきました。

その中で、小林先生はいわゆる改憲派の憲法学者、研究者として著名でございますが、最近は「自分は護憲的改憲なんだ」とおっしゃって、改憲と言っても立憲主義のベースを維持しなければならないと強調されています。その点は、田島さんもまったく同じで、立憲主義というところを堅持しながら、いかに軍事力をコントロールしていくのかという、その点でずっと一貫されています。そうした1つの柱を持っておられるという点で、本当に尊敬しています。ただ、いろいろと議

論をさせていただく中で、今日もお話が出ましたが、 私は2つ感じたところがありました。

1つは歴史の針を戻して、ペリーの来航のときからというところから軍事力、軍隊というものがこの国に果たしてきた役割、それをもう一度、マイナス面だけじゃなくて、独立国家としてまた繁栄してきた、そのプラス面も評価すべきではないのかというご指摘をいただきました。歴史の評価としては、そういう面も確かにあるのだろうというふうに思っています。

ですが、私はやはりその軍隊のありようや国家のありようというものは、時と共に、時代と共に変化していくべきだし、また発展、進化していくべきだろうと思っています。ですから、軍事力というものをどうしても置かざるを得なかった帝国主義の時代の中で、日本が独立を守っていくために一時期必要であった。こういう時代があったことは十分承知しているのですが、それがこれから先も21世紀、22世紀とずっとそういう形でいいのか。それはまた違う話ではないかなと思っています。

19世紀、20世紀の国際社会のありようがどうだったのか。そこからより進化させたものを私たちとしては提案していく、世界に向かって発信していくというところもあってもいいのではないかと考えています。

2点目は、軍事力をいわゆる文民統制、シビリアンコントロール、民主的にコントロールしていくことが可能なのだろうかという点についてですが、私はそれは不可能だと考えています。また、仮に可能であったとしても、軍事力を手段として、道具として使うべきではないだろう。その2点において、意見が少し違います。

そもそも、軍事力をコントロールするためには桁外れな情報や判断能力、また専門知識が必要であり、 軍事機密として情報統制が行われる中で、政治家を 含む市民がシビリアンコントロールをするということ 自体が幻想であると思っています。



パネラー 田島 正広 会員

そして、やはり軍事力を持つと、当然それは軍需産業、利権というものといわば不可分になるであろうと思います。昨今の武器の輸出というところで、ずいぶん軍需産業はこれから活況を呈してくるのではないかという点もありますけれども、利権と結び付いてしまった場合、本当にこの国の国益や国民の生命、自由、財産、幸福追求を守るために軍事力を行使することにつながるのか。むしろ利権のために軍事力を行使することになってしまうのではないか。正しい判断が利権抗争に引きずられてできなくなる恐れが多分にあると考えています。

かつては戦争が起こるから軍需産業は栄えるなんて 言われていましたが、今はまったく逆で、軍需産業を 維持するために戦争が引き起こされると言われて久し いです。アメリカの現状を見ていても、そのように感 じます。

それから、やはり民主的なコントロールということ 自体が持つ危うさ。言い換えれば、人間、国民、私 たち自身の不完全性というものです。私たち人間は完 壁ではありません。ですから私たち自身が情報操作、 ムード、雰囲気に流されてしまって、正しい判断がで きない恐れを常に持つべきではないかと考えています。

ですから、そういう意味で正しい判断ができない中で、つまりムード、雰囲気に流されてしまう中での民主的コントロール、国民の民意、真意を仮に反映したとしても、その結果が国民に対して大変な被害をもたらしてしまうということはあり得ることだし、過去の経験からもそのようなことを人類は繰り返してきたのではないかと思います。

それらの理由から、私は、そもそもシビリアンコントロール、文民統制というもの自体が幻想であると考えています。軍隊を民主的にコントロールするという方法を採ること自体が違うのではないか、そうであればこそ現行憲法第9条は「一切、軍事力を持たない」という選択をした、その憲法の趣旨をどう形にし、世

界に発信していくべきなのか。そちらの方が重要では ないかなと、私は個人的に思います。

伊井:田島さん、確かにそういう民主的な統制ができれば軍事力も有用になり得るという考え方はあるかもしれません。世界の国の中で、それができている国も、もしかしたらあるのかもしれない。だけど、伊藤さんが言われたように、それが果たして可能なのかという疑問もやっぱりありますよね。

田島さんの中ではどういうふうにすれば、例えば憲 法をどういうふうに改正すればそれが可能だとお考え なのでしょうか。

田島:そのお話をさせていただくに当たって、今の伊藤さんのお話に対して、私の意見を少しだけ述べさせてください。まず情報量、判断力が桁外れというお話がありました。情報がしっかり開示されないとどういうことが起こるかというと、第2次大戦末期のようなことが起こります。日本は勝っている、台湾沖で空母を10隻沈めたなど、そんな誤った情報を流して戦争を継続していた。そこに問題があったのであって、民主主義国家では政治的批判の契機として国民の「知る権利」がしっかり保障されなければいけない。その情報開示が、特定秘密保護法のような危うい形のままで果たして良いのかということについては、私は重大な懸念を持っています。

また、今の日本の軍事費はいったいどうなっているかというと、高い武器を購入する、開発費も全部自国だけに掛かってくるという状況です。もっと世界に日本が信頼できるパートナーをつくって、武器を共有していく形を取ることによって、平和のために使う方法だってあるのではないかと思います。もちろん、相手も、出すものも、よくよく選ばなければいけない。改憲論議の上での話です。



パネラー 伊藤 真 会員

それから民主的コントロールの危うさのお話ですが、 今の国会を見る限り、そういう民主的コントロールが できるか、正直自信がありません。しかし、民主主義 国家としての独立国家である日本が、その部分が危う いからといってそこを避けてしまっていいのだろうかと 思います。世界には普通に軍隊を持って民主主義を やっている国は山ほどあります。その中で、何で日本 だけがそうなれないのかなという部分が、むしろ残念 なんですね。

そういったところを踏まえて憲法改正の在り方として一言申し上げると、個別的自衛権でも集団的自衛権でも、自衛権の名の下に戦争が起こってくる訳ですから、自衛権行使であれば憲法上は許されるなどという発想に立つこと自体ナンセンスだと思っていて、そこも含めての民主的コントロールというものを実現するような憲法改正が必要だと思っています。

例えば、その手段として、国会の事前承認を原則とするのか、あるいは事後承認でもいいから何十日以内に事後承認が得られなければいけないという形を取り、それが実現しない場合には内閣総辞職とする。そういうような形で、つまり内閣不信任案可決の場面とまったく同じような形で、憲法を改正していくという発想があっていいのではないかなと思っています。

そうすれば、その段階で民意も問うことができるでしょうから、国民の民意によって戦争を止めるということ、始まったばかりの戦争を30日ぐらいで止めるということができると思っています。

伊井:僕らのイメージでは、権力というものは常に暴走する、常に腐っていく可能性がある、だからこそ武力を持たせることは危険だという思いがあるんですね。それをどう止めるかということを考えたときに、民主的コントロールという言葉、それが何を意味するかが、大事なことだと思います。

下手をすると、国会の承認があれば良いということにもなりかねない。しかし、国会が常に民意を表すかと言うと、例えば集団的自衛権行使については今の国会議員の8割くらいが賛成だと言われていますが、国民の世論を問うと、反対だという人が6割くらいありますよね。今の政情や制度の中では、必ずしも国会イコール民主的コントロールの根拠にはならない気もします。

そのような、武力行使に対する民主的コントロール という言葉の危うさについては、伊藤さんはどうお考え になりますか。

伊藤:田島さんの言われる民主的コントロールというのは、選挙制度等も含めて国民の民意がきちんと反映するような制度と、そしてまたそこでの判断が必要な情報もちゃんと開示されるような情報開示の基盤ができて、かつ、主権者国民の民意が正しく反映されるという仕組みができることを前提に、ということだろうと思います。

しかし、仮に憲法を改正して、例えば戦争をするかどうかは国民投票で決めるという条文を入れれば、一応民主的な意思決定だということになるのでしょうが、私は、それができたとしても、正しい判断ができないのが人間だという考えです。権力が濫用されて危ないというのはそのとおりですが、例えばヒトラーが、国民投票によって総統に選出されたように、私たち市民がその権力を支える側になることもあり得る。そういう意味では、合理的・自己抑制的にあえて自分たちをあらかじめ縛っておく、自国が侵害されたとき以外は海外に武力行使を一切しないという明確な縛りをかけておくということが、それなりに意味のあることなのだと思います。

伊井:長谷川さんのような若い世代が今のお話を聞いていて、今の政治家がそもそも信用できるのか、国

民がそもそも信用できるのかということも含めて、どの ような感想を持たれるか、一言お願いできますか。

長谷川:とても難しくて困るのですが、私は、軍事力というのは一度でも行使してしまったら、もう終わりだと思うのです。例えば、軍事力の行使に原則国会の承認がいるとしても、例外的に事後的な承認を得るという場合がどうしても出てきてしまうと思います。そうすると、捨て身の覚悟でというか、内閣総辞職でもいいやということで、1回とにかくやってしまえ、みたいな人が出てきたときに、国会の承認が必要、という規定はまったく意味をなさないのじゃないかなと思うのです。私はやっぱり、民主的コントロールというのは不可能ではないかと思います。

伊井: ちょっと別の観点から聞きますが、先ほど田島さんの方から、集団的自衛権や集団的安全保障だけではなく、国連の平和維持活動への参加等も含めて、日本の役割として、今は武力行使にかかわるものが一切できないという形になっているのですが、もう少し積極的な役割を日本が果たしていくべきではないかというお話がありました。この点については伊藤さんはどういうふうにご覧になりますか。

伊藤: 私も, 国際社会において日本が積極的な役割を果たすべきだという点については, まったく異論もないですし, 世界の貧困の問題や教育, 医療, 構造的な暴力というものを解決するための積極的な活動というのは, 今まで以上に進めていかなければいけないと考えます。ただ, 積極的に日本が国際社会にかかわっていく手段として, 武力行使という手段を使って国際社会にかかわっていくということは, どのような場合であっても行うべきではないと考えています。

少し前まで、私の中には少しだけ躊躇がありました。

それは人道目的による介入における武力行使の場合です。1994年のルワンダの虐殺, その時は国連や国際社会が躊躇したが故に7百数十万人の人口のうち80万人とも100万人以上ともいわれる人が虐殺されて,本当に大変な事態が起こってしまいました。あの時に世界が見て見ぬふりをしたのは, 自国の利益にかかわらないからであって, それで介入しないということでいいのか, やはり武力行使を伴う人道的な介入というのがあり得るのではなかろうか。それが私の最後の悩みどころではありました。

ですが今は吹っ切れて、人道的な介入という目的も 含めて、少なくとも日本は武力行使をするべきではな いという考えを取っています。人道的介入という名目 であったとしても、ほとんどの場合はそれぞれの国の 利権、背後の別の目的があることが圧倒的であろうと 思いますから、そこに日本がかかわるべきではない。 また、人道目的での介入が行われた後の状況が、果た してその介入を受けた国にとって幸せな状況になって いるのか、そこをもっと解明しなければいけないだろう と思っています。結局、最初から武力介入していくよ うな紛争というものは、本当に正義の目的にかなうの か人道的といえるのかについては、極めて疑問だとい うことが一番の理由です。

人類が進むべき方向というものは、軍事力や武力に よる紛争の解決ではない方向で物事を解決していく方 向であるはず。人類の発展・進化の過程として、日本 がそれを目指していく、これだけの大国でありながら 武力行使は一切しないという意思を外に向かって鮮明 にしていくことは、私はとても意味のあることだろうと 考えています。

より根本的には、力による紛争解決を国際社会がしないということは、同時に国内においても力による紛争解決はしないということ、根本の発想は同じだろうと思っています。様々な力を理不尽に行使して物事を

解決しようとする、その根底の発想自体が違うという ことを人間は学んでいくべきではないかと。

家庭の中の暴力、DVの問題もそうかもしれませんし、学校の中の暴力の問題もそうかもしれませんし、企業の中のパワハラなどもそうかもしれません。何か力で弱い者をねじ伏せて問題を解決していこうという根本の発想自体が、すべての人権の下支えとして間違っている。憲法9条と前文の平和的生存権は、すべての人権の下支えとして、国内においても極めて重要な意味を持っていると思っています。それなのに、海外での武力行使は許されると言ってしまったら、根底からその理念が覆されるだろうと思います。

私は日本がとても好きです。その日本が、力によって解決するという、西欧諸国がずっとやってきたことをまねする必要はないのではないかと。日本だけがそういうことができなくて情けないというような風潮が世の中にあるように私も思うのですが、逆です。日本は武力を行使しない、それはすごいことなんだ、むしろ名誉あることで誇りに思っていいことなんだと。

伊井: ありがとうございました。私も個人的な考え方は、伊藤さんとほぼ同じですけど、ただ現実を見て思うことは、例えばイラクのクウェート侵攻の時の話ですけど、確かにあれは石油利権をめぐる争いであって、別に正義のために世界の国々がクウェートで戦ったとは全然思ってはいませんが、しかしあの時に、世界中の国が武力介入をしなかったらクウェートという1つの国が消えていたかもしれないということを考えると、その現実はどう受け止めたらいいのだろうということは頭のどこかにあるんですね。

それと同じように、今、世間一般の人々が、現実問題としての中国や北朝鮮の軍事的脅威というものを、 みんな漠然と感じている。その不安が消えないから、 特に若い世代では、やっぱりそれなりに力を持つべき じゃないかという話も出てくるわけです。この中国や 北朝鮮の軍事的脅威論は、一部のマスコミによって大 袈裟に煽られた気がしますけれども、そのことが今回 の集団的自衛権の行使や憲法改正の話にまでつながっ ているような気もするのですが、伊藤さんはどうお考 えでしょうか。

伊藤:まさにつながっているのだろうと思います。集団的自衛権と尖閣諸島の問題は、本来は何も関係ないはずであるにもかかわらず、あえてそういう不安をあおることによって一定の方向へ持っていこうとしている。まったく論理的ではないけれども、中国脅威論という不安を煽ることによって、海外での武力行使ができるようにするという目的を実現しようとしているのだろうなと思います。

私は、国際情勢の脅威論、日本を取り巻く国際情勢が大きく変化したじゃないかという認識自体、議論の余地があるだろうと思っていますし、特に中国脅威論というものに関しては、やはりかなりメディアによって作られたものという側面があるのではないかという認識は持っています。

ちょうど尖閣諸島の問題が一番大きく、特に中国で 暴動などが起こっていた時に、私は自分の塾の塾生を 連れて中国にスタディツアーに行っていました。その 尖閣諸島の問題で、中国のあちこちで暴動が起こって 大変な状況だぞということが報道されて、学生たちを 連れていって大丈夫なのかどうか、親御さんからも心配 されたりしていました。

でも、そういう時だからこそ現実に中国に行って、現地が今どうなっているのかを見てくる意味があるんだと言って、塾生を連れて中国にスタディツアーに行ったのですが、行ってみて本当に驚きました。一部で声を上げている人たちはいましたけれども、市民はまったく今まで通りフレンドリーでしたし、何も変わっていない。



パネラー 長谷川 弥生 会員

メディアというのは、ある部分の暴動などが起こっているところだけを取り上げ、それを何度も何度も報道します。日本でそれを見ていると、何か中国全体で大変なことになっているように見えてしまう。逆に中国のテレビを見ていたら、日本では中国脅威論を理由に中国大使館の前で大変なデモが行われているといった部分だけが、強調されて報道されていました。メディアの情報というのは、一部だけを取り上げているというところが大きいんだなと、つくづく思いました。

昨日も実は中国から来た留学生といろいろ話をした のですが、これだけ中国とのかかわりが厳しい状況で はあっても、日本で本当に勉強したい、両国の架け橋 になりたいと思って日本で勉強している留学生も大勢 います。ですから、中国脅威論は、ある一面のところ だけがメディアで拡張されていて、私たちがそれを中 国の全体像と見てしまうのはまずいだろうと思います。

もちろん、中国は中国なりの考え方で南沙諸島、その軍備、海洋進出ということを考えているのでしょうし、そういう事実に対してどう対処すべきなのかということは、一方では考えなければいけないことだとは思います。しかし、その対処としては、なぜ中国がここ数年間で軍事費を4倍にも増大させ、空母もつくって海洋進出しようとしているのか、そのあたりのことをしっかり考えながら、やはりそこは外交ルートも含めた形での抑止というものを考えるべきなのではないか。

抑止力とは、常に軍事的抑止力ばかりが抑止力ではないだろうという思いを持っています。残念ながら今の政権は、中国との間で首脳会談もまったくなされていない、異常な状態です。にもかかわらず、軍事的抑止力だけを強調し、それだけで中国を押さえ込めるかのごとき幻想に、私たち国民も惑わされてしまうのではないか。

もっと現実を見なければいけないと。特に中国との関係では、経済において相互依存しているという現実。そ

れからもっと言えば、永久に隣人であるという現実。50年後、100年後、200年後、500年後、中国とどういう関係で私たちはあるべきなのかということまで考えて、では今どう対応すべきかという、長い歴史的なスパンの中でものを見ていくということも、中国脅威論というものに対処する上では必要なのではないかなと思います。

伊井:次のテーマにいきます。弁護士会の中でも、 憲法に対する見方、価値観、会員の中でもいろいろあ ると思うのですが、今日壇上に上っているメンバーも、 全員戦後生まれの戦争を知らない世代ですね。

先日,憲法問題対策センターの委員会で今日のこのパネルディスカッションの進め方について意見を聞いていた時に、ある戦前生まれの委員から、戦争というものについてどういうイメージを持っているのか、ぜひ皆さんに聞いて欲しいと言われたんですね。おそらく、武力行使という言葉を簡単に使って議論しているけれども、それが現実になればどういう事態が起こるかということについて、どういうふうにイメージして言っているんだと、そういう心配、ご懸念からのお話だったと思うのですが。

もちろん,世代だけでくくることもできないとは思いますが,やはり戦争を経験している世代,戦後の混乱期に育った世代,伊藤さんや私のように昭和30年代~40年代に育った世代,それ以降の昭和世代,さらには最近の平成世代というものの中で,憲法というものに対するこだわりとか,価値観とか,思いとか,普段から考え抜く姿勢とか,何か違いがあると思いますか。戦争に対するイメージも含めて,どうでしょうか。

長谷川: 私自身はもちろん戦争は知らない世代で、親も戦争を直接は知らない世代です。私の学校の先生もたぶんそういう経験を直接した人はいなくて、あまりそういう直接戦争を経験したことがある人からの話



を聞いたということがないんですね。私の中学生の娘に「戦争ってどんな感じだと思う?」と聞いてみたら、一番最初に出てきたのが、「食べ物がなくなる」という答えで、戦争に対するリアル感というものが、私よりもさらに薄まっている気がしました。それは、日本が長年戦争をしていないということで幸せなことだとは思うのですが、戦争に対するイメージはどんどん薄まっていくんだなと思います。

田島:戦争というのは、やっぱり人間の生命が損なわれるわけですから、当然あってはならないわけです。私は、そういうものをなくさせるためにも、国連の平和維持活動にも参加するべきだと思っていますし、その際に他国の軍隊に守ってもらって水を配るだけでは足りないと私は思っています。それだったらNGOが行けばいいのであって、そういう意味では危険な地域にあえて入っていって、場合によっては発砲することもあるという状況の中で平和維持活動を行うためには憲法改正は必要だと、このように考えています。

集団的自衛権という問題についても、どういう場面で使うんだという、その場面によって意味が全然違ってきます。アメリカのように石油利権のためにとことん戦争するぞという政策に賛成するつもりは全然ないです。

ただ、軍隊のありようとか、武力行使のありようというのは時代とともに変化する、これは伊藤さんのおっしゃる通りだと思うのですが、戦争においては結局、エネルギー問題とか、市場とか、原料とか、食料とか、そういった問題が根本にある。太平洋戦争で日本がアメリカに対して引き金を引いたのは、アメリカから石油を禁輸されて半年で石油が尽きるという状況に追い込まれ、もうやらざるを得ないという状況になったためですから。

そういう意味で、逆に言えば自由貿易というものを しっかりとこの世界の中で推進していく。そして、日 本がしっかりとパートナーをどんどん作っていく。相互 にそういう関係を維持、高めていくことが重要だと思っています。対中国という話もありました。中国に対 して伊藤さんがお話しされたような関係を築いていく、 そういった部分も重要だと思っています。その一方で、 我が国は人権国家なのですから、人権外交をもっと展 開すればいいと思うし、人権を蹂躙するところが中国 においてあるならば、それはどんどん国連の場で糾弾 すればいいと私は思っています。

囲い込み外交もその一環としてやるべきだと思っていますし、そういった硬軟という部分をしっかりと外交交渉の中で持っていくのであれば、何で尖閣イコール、集団的自衛権イコール、アメリカと一緒に戦争という発想になるのか、という部分を回避することができるのではないかと、私は思っています。

伊井:伊藤さんのお考えは既にだいぶお聞きしているので、最後にまとめ的な形で伊藤さんにお話しいただこうと思います。やはり、それぞれの世代によってもいろいろな考え方もあるし、価値観もあると思うのですが、弁護士会の中で、こういう世代を超えてお互いの思いを伝え合っていくために、今後どういう形で、今日のような議論をやっていったらいいのか。我々が、憲法問題について弁護士会として意見を出そうとするときに、いろいろな世代を含めて価値観を共有しながら、今後どういうやり方をしていけばいいのか。伊藤さんなりの何かお考えがあれば最後に聞かせてください。

伊藤: 法律家ですから、事実に基づくというところと、それから理論面と、やはりその2つをきちんと踏まえるべきだと思っています。

事実面というのは、先ほどもお話が出ていたように、 戦争というものの現実はどうなのか、それをきちんと次 の世代に伝えていくということ。弁護士会内も含めて、 それは本当にやらなければいけないことだと思います。

それがないから、70年ごとにどこの国も戦争するんだ、日本もそろそろ戦争をしないとその痛ましさは分からないんじゃないの、一度戦争してみたらいい、徴兵制にしてみれば若者だって自分の問題だと感じるんじゃないの、などという意見も出てくるのです。

私はいつも塾生や学生に、島本慈子さんの岩波新書の『戦争で死ぬ、ということ』という本を勧めています。戦争で死ぬということがどういうことなのかということを、先の大戦やイラク戦争、近時の戦争も含めて、実際の当事者の方やご遺族の方の思いを聞いて、戦争は、国のために命を投げ出すとか、そんな尊いとか、崇高だとか、きれい事ではまったくない。本当にむごたらしいし、悲惨だし、そこには何の正義もないということの現実がよく分かります。もちろんこれはルポタージュですから一面かもしれません。しかし一面でもそういうことを知ることは大切だろうと思って、いつも学生に勧めています。そんな事実を私たちはもっと知る、伝えていく。

もう1つは、理論の面を詰めていくということです。 憲法との関係もそうですけれども、やはり安全と安心 は違うということや、脅威論というものの煽りに乗せ られないように理論をきちんと詰めていくということ も、やっていかなければいけないことだと思います。私 は、戦争と死刑や殺人はみんな同じだと思いますから、 そこの「同じ土俵」と「違うところ」を考えてみる。 死刑賛成、反対という人たちと、戦争賛成、反対と いう人たち、殺人についての考え方、そういう理論的 な共通点と相違点がどこにあるのか。法律家集団とし て、そういうことも理論的にきちんと詰めて説明でき るようにしていかないといけないだろうと思います。

田島: すみません, 私からも一言だけお願いします。 私も立憲主義というものを大事にして, ビジョンをし

っかり持っていくというところが重要だと思っていま す。すなわち、これは同じことが護憲派の方に対して も言えることなのですが、日米安保条約というものに よって、沖縄の基地問題というものが同時に存在して いる。その部分を無視して9条による平和を言うだけで、 果たして本当にそれが崇高な理想を実現したものにな るのかというのが、私の疑問点です。 そういう意味では、 そういった基地問題がどうやったら解決できるのだろ うかということを、護憲派の立場からぜひ論証してい ただきたいと思っています。私は、改憲と自衛力強化、 そして多角的な外交的努力を前提に、安全保障体制 の段階的な調整をすることによって、日本からアメリ カの基地を少しでも減らすことができるのではないかと 思っています。そういうビジョンという部分をしっかり 大事にしていただきたい。立憲主義とビジョンの重要 性を最後に申し上げさせていただきます。

伊井: ありがとうございました。今日は本当にこういう議論の端緒ということでお考えいただいて、今後も東弁の憲法問題対策センターではこういった議論ができる場を東弁の中で設けていきたいと思っておりますし、それだけじゃなくて各会や各団体でも、こういう問題について若い人が意見を言いやすい雰囲気の中で議論をしていければと思います。

ベテランの世代にはやはり憲法について特別の「思い」がある人が多く、今の弁護士会の憲法問題に対する姿勢は、それらの人たちの「思い」で語られることが多いです。でも、その「思い」がその世代に留まっていては、それは将来につながりません。「思い」は次の若い世代につないでいかなければいけませんし、若い世代の「思い」もまた聞かなければいけないと思います。そういう会を、今後も続けていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(構成:伊井和彦)

憲法と平和私の「思い」

他国人を殺し、日本人が殺されるということ

会員 朝倉 正幸 (18期)

私は戦中派(1940年6月生れ)である。

終戦の年の3月10日東京大空襲があった。

当時私の家族は東京の麻布に住んでいたので、私の家も焼けた。私は、懸命に青山墓地の急坂を昇っている母に背負われていた。昇りきると大きな空洞(防空壕)の入口に座らされた。母は私を置いて自宅にまた戻っていった。

目の前は、紅蓮の炎が渦巻いていた。

翌年4月から小学生となり、新憲法の下で民主教育を受けることとなった。従前の軍国主義教育は180度転換された。国・天皇に命を差し出すこと――このような思想は全く理解できない。民主主義のもと、平和を守り、人権を大事にし、何よりも命を尊重する。私は、いつからか、戦争はなぜ起きるのか、どうしたら戦争を妨げるのか、という課題を自らに課した。

最近「60年目の自衛隊〜現場からの報告〜」というNHKの特集番組を見た。20代の300名の若者が、自衛隊の幹部候補生として訓練を受けている学校のドキュメンタリーである。

若者達が,集団的自衛権を認める閣議決定につい で感想を述べているシーンがあった。

「自衛隊員は国民を守らなければならないが、自分も守らなければならない。その葛藤がある。」という発言が多かった。この発言には、戦闘になると国民が殺され、自衛隊員も殺されるという観点はあるが、人を殺すという観点はない。人を殺すことをどれだけ重く受けとめているか。米国のイラク、アフガン戦争で生き延びた兵士のうちの多くが、人を殺したことがトラウマとなって、日常生活をまともにおくれていないという。戦争は多くの若者をダメにしてしまう。集団的

自衛権を認めたら、人を殺し殺されることになるということを、彼らが本当に理解したら、自衛隊員――まして幹部候補生は勤まらないのではないか。

彼らが人間としてまっとうなら、自衛隊を辞めなければ、彼ら自ら戦争の道具になるしかない。これに耐えられるのか。それとも耐えられる幹部候補生をつくっているのか。人の命の尊さを教えてきた憲法の精神とどう折り合いをつけるのか。とても重要な問題がここにある。

集団的自衛権を認めることに賛成する人々(あるいは、無関心な人々)は、よその国の戦争に日本が巻き込まれ、日本国民が死亡することを、日本人が人を殺すことを、「日本国を守るために」やむなしとしているようにみえる。

どの国から日本国を守ろうというのか。中国,北朝鮮,韓国か。政府は,中国等との政治情勢が緊迫しているという(「防衛白書」の14年版も,これまで以上にこのことを強調している)。

本当にそうなのか。中国等との対立が異常に強調されているのではないか。本当に、「このことを理由として、日本国又はよその国(米国)を守らなければならない」のか。

日本国民が死亡し、人を殺してでも、なお米国を助けなければならないのか。そもそも米国は正当な戦争をしているのか。米国を助けると、「敵」国となった国は日本を攻撃してくる。テロの標的にもなる。そのときどのような事態になるのか。そのときにはもう遅い。そういうことにならないように、現実をリアルに把握すること。話し合いによる国際間の解決こそが必要であるし、望まれる。

歴史の教訓

会員 田島 正広(48期)

日中戦争から太平洋戦争へと突き進み、戦局が悪 化するや特攻隊まで編成し、非戦闘員たる国民にも 「生きて虜囚の辱めを受けず」との戦陣訓を強いた時 代に顕著だったのは、政治・軍事の暴走を止めるため の統制手段の欠如でした。天皇主権の明治憲法下, 藩閥から元老へと人の支配は機能しましたが、それに 替わるはずの政党政治は党利党略に陥り、関東大震災 や世界大恐慌による不況にあえぐこの国に政治の停滞 期を生じさせてしまいます。その中、世界的なブロッ ク経済化による資源供給と市場の閉鎖の動向は、帝国 主義的侵略が国際的に過去のものとされていたことを 十分理解しない国民に、軍事力行使による植民地獲得 への期待を高めさせました。これを背景に関東軍が自 作自演の事変で満州を制圧するや、国民は喝采しマス コミも抗しきれずに万歳報道一色となり、軍中央も政 治もこれを追認するに至ります。悪しき前例は歯止め のないままいつしか慣行となり、天皇大権たる統帥権 は現場の軍人に濫用されていきました。2・26事件に 象徴される軍部による言論封殺は、官制報道による批 判回避により民主的基盤を空洞化させ、政治も大政 翼賛会となってこれに追随します。極東での国際的孤 立の中、軍部のみならず、政治もマスコミも国民も、 歯止めなき暴走による負の連鎖を止められなかったの です。

この歴史に鑑みれば、法の支配の下、拘束規範としての憲法による統制、すなわち立憲主義こそが政治・ 軍事の暴走に対する究極の歯止めとして不可欠というべきです。国民主権の下、その統制は民主的なコントロールに委ねられますが、その基盤は、国民の知る権利・表現の自由の保障と適正な情報公開、高い教育 水準, そしてマスコミの公平な報道に依拠する成熟した民主制です。国際協調の下, 資源・エネルギー・ 食糧等の供給と市場の確保は紛争要因を逓減させます。硬性憲法は国民の冷静な判断の支えとなり, 立憲 的統制を実効化するはずです。

しかし、集団的自衛権行使を容認する先般の閣議 決定によって、軍事力行使に対する立憲的統制は実 質上空洞化し、全ては閣議決定と法律事項、即ち時 の政権与党の判断に委ねられました。特定秘密保護 法は政権側の恣意的な秘密指定の余地を残し、長期 的な政治批判回避の道具ともなります。日本版NSC は外交戦略情報の集約とトップの判断には有益ながら も、批判のメスの及ばない密室の下では暴走を加速さ せる両刃の剣ともなります。紛争要因はいつ高まるか も知れません。外交パートナーは米国のみです。

「国民の皆さん、詳細はお知らせできませんが、政府は高度の判断により、A国に対して米国と集団的自衛権を行使することとしました。それこそが東アジアにおける我が国の地位を安定させ、世界の恒久平和をもたらすのです。我が国は後方支援のみを担当します。ぜひご理解ください。」そのような首相会見が行われる日はそう遠くはないことでしょう。私は、立憲主義を空洞化し、自らを性善説的に信じさせ、国民的批判を回避せんとする政府の方向性に対して、強く反対します。国民に十分な判断資料を提供し、国民とマスコミの批判にも耐え、民主的統制を実効化するのが政府の責務です。紛争要因を逓減させるための外交努力をもってしても、軍事力が外交安全保障上必要というのなら、その立憲的統制のための改憲を真剣に議論することが先決です。昔歩んだ道を今再び歩まないために。

憲法と平和私の「思い」

憲法と平和について若手からもの申す

会員 棚橋 桂介(66期)

第1 「護憲派」の問題

憲法を守ろうという立場にも様々あるが、ここでは 自衛のための実力の保持すら憲法の絶対平和主義から 許されないとする立場を「護憲派」と呼ぶ。

「護憲派」の最大の問題は憲法9条を準則と理解し その理由を十分説明できていない点にあると考える。 長谷部恭男教授の論考を参考に以下整理する。

憲法の条文には、問題の答えを一義的に決める準則と、答えをある方向へ導く力として働くが答えを一義的に決めることはない原理がある。原理の例として、21条は「一切の表現の自由」を保障するが、ヘイトスピーチにまで21条の保護が及ぶかは一義的には明らかでない。基本権に関する条文の大半が同様である。

9条を準則と理解する立場は、2項が自衛のための政府による実力の保持を一切禁じているように読めることを根拠とするが、21条も文面上準則のように読めるのに原理と解されている以上、十分な根拠でない。また「護憲派」は、実力による防衛サービスの提供なしに国民の生命や財産を実効的に保護できる、あるいは絶対平和主義が国民の生命や財産よりも厚い保護に値するとの前提に立つと思われるが、これらの前提は説得力に乏しい。とすれば9条も準則ではなく原理として理解すべきで、自衛のための必要最低限度の実力(集団的自衛権は含まれない)の保持は憲法上許されることになろう。

立憲主義(国家権力を制約する思想・仕組み)の 基本的手立ては、私的領域と公的領域を区分し、公 的領域では価値観・世界観の違いに拘わらず公共の 福祉を実現する方策を理性的に審議・決定できるよう にすることである。この点からは、「護憲派」の主張 は、絶対平和主義は「善い生き方」だから他の人に も押しつけようという、立憲主義が前提とする公私の 区分を否定する考え方に見える。「護憲派」の主張が 特定層以外の共感を得にくいのは正にこの「押しつけ」 感によるものであろう。

第2 提言

最近の政府は、憲法改正の手続を定める96条の改正という法的センスに欠ける試みに挫折するや否や、 長年に亘り積み重ねられた解釈を変更する閣議決定を 行うなど、憲法への無知・無理解を露呈する振る舞い ばかりである。

国家権力を制約する思想・仕組みである立憲主義 は近代国家一般の根幹(国のかたち)をなすものだが, 政府の動きはこれを破壊する企てに他ならない。個人 的信念を実現したいとの思いだけから,戦後の我が国 の根幹である立憲主義を否定・破壊しようという安倍 内閣の「保守的」動きは,保守の名に値しない(安 倍内閣が保守でないこと,保守とリベラルが反対概念 でないことについては,平成26年3月28日朝日新聞 掲載の長谷部・杉田敦両教授の対談を参照)。

法律家共同体においては、安倍内閣の手法が許されないことは、我が国が集団的自衛権を行使すべきかという問題に対する立場の違いを超えほぼ共通見解となっていよう。しかし、従来の主張に拘る「護憲派」と他の立場の連携がとれず、有効な手立てを講じられていない。

反立憲主義の企てを撲滅することが先決で、国の 防衛サービスのあり方についてはその後に立憲主義の 枠内で議論を尽くせばよい。まずは立憲主義を守ろう とする人々で立場を超え連帯する必要がある。運動 論には熱い思いも必要だが、冷静に戦略を立て受容 性の高い解釈論を用意しなければ運動は広がるまい。 「護憲派」はこの観点から方針を見直すべきである。

平和というしあわせ

会員 小野山静(66期)

昨今の憲法をめぐる情勢はめまぐるしいものがあります。憲法96条の改正手続の緩和が取り沙汰されるようになったと思えば、特定秘密保護法が強行成立されました。そして、今年7月1日、集団的自衛権の行使容認がついに閣議決定されました。

このような状況を受けて、憲法、そして、戦争や平和について考える機会が必然的に増えましたが、そうしたとき、私は必ず自分の祖父が語ってくれたある体験を思い出します。

祖父には兄がいました。家業を継いで医師となり、趣味で絵なども嗜む、祖父にとっては自慢の兄だったようです。しかし、昭和18年10月に軍医として召集され、翌年4月にニューギニアにて戦死しました。

祖父の兄は手記を遺していましたが、その手記の中には、このような記述があります。「(婚約者と結婚の約束をした後)宿にかへって私は考へた。生還を期せずとの覚悟で戦地に赴くものが、数年後のあてにならないいのちを当てにして、こんな約束をすることは、一人の女性を不幸な運命に陥らせるばかりではないか。これはやめた方がよくはないかと考へた。」「(出征を見送る婚約者に対して)『かならず帰ってきますからね』楊子は微笑んだ。いかにもうれしさうな、すてきに美しい横顔だった。」当時、このような苦悩を抱え、このような会話を交わした若者は、きっと数えきれないほどいたでしょう。

しかし、祖父の兄が懸念したとおり、婚約者のもとに戻ることは二度とありませんでした。そして、当時中学生だった祖父は、兄の婚約者の家まで行き、戦死の事実を直接伝えました。婚約者の戦死を知らされた彼女は、その場で泣き崩れたそうです。

このような体験を、祖父はたった一度だけ私に話してくれました。戦争や平和について考えるとき、私は

必ず祖父が語ってくれたこの体験を思い出します。そして、婚約者を残して24歳という若さで戦死した祖父の兄も、愛する人に二度と会えなくなった祖父の兄の婚約者も、そのような残酷な事実を告げる役目を果たさなければならなかった祖父も、それぞれどんな思いであっただろうと考えると、言葉では表現することのできない感情が胸の中にこみ上げてきます。

ただ、はっきりと言えるのは、そこには、誰ひとり 幸せな人はいないということです。でも、戦争をすると いうのはそういうことなのではないでしょうか。そこに 幸せな人などいないのです。

憲法9条改正に賛成か反対か、集団的自衛権を容認するか反対するか、国民ひとりひとりにそれぞれの意見があり、何が正しくて何が間違っているか、今後も議論を積み重ねていく必要があるでしょう。

ただ、そのような議論を進めていく中で、実際に戦争を体験していない世代だからこそ、忘れてはいけないことがあると私は思います。中国軍の飛行機が日本の領空を侵害した、北朝鮮がミサイルを発射した、テレビでそうしたニュースが流れるたびに、それが現実に起こっていることであると認識します。そうした現実を目の当たりにして、日本は危険に晒されているから集団的自衛権は容認すべきである、そういう意見もあるかもしれません。

しかし、ほんの数十年前、日本中が爆撃によって火の海になり、人々が逃げまどい、飢えに苦しみ、多くの命が奪われた、それもまた現実に起こったことであると強く認識しなければならないのではないでしょうか。そして、そのような誰ひとり幸せな人などいない現実に、自分だけでなく、自分の大切な家族や恋人、友人、同僚、そういった人たちが身を置くことを思い描いてみることを、忘れてはいけないのではないでしょうか。

何に「平和への脅威」をリアルに感じるか ~それぞれの憲法第9条への「思い」



憲法問題対策センター副委員長 伊井 和彦 (37期)

平成26年7月1日,安倍内閣は,わが国の集団的 自衛権行使等の武力行使を可能とする憲法解釈の変 更の閣議決定を行った。今回の「閣議決定による憲 法解釈の変更」というやり方が,立憲主義の観点か らして極めて疑問だという問題意識は,多くの弁護 士に共通している。また,安易に時の政権の判断で 集団的自衛権等の海外での武力行使が容認されたら, 結局は日本も他国の武力紛争に巻き込まれ戦火に さらされるのではないかという危惧も強く,それ故に 日弁連,さらには東弁をはじめ全国の弁護士会でも すぐに,この閣議決定を批判する会長声明等が出さ れている。

しかし,集団的自衛権の行使,あるいは国連決議に基づく国際的な集団的安全保障や平和維持活動(PKO)に日本が武力行使を含めて参加するべきか否かということ自体については,必ずしも弁護士の中でも考え方が一致している訳ではない。

これまでの日弁連や東弁の会長声明では、そのような個別的自衛権の範囲を超える武力行使を容認すること自体に強い懸念を示し、そのこと自体も否定する論調が多かったように思うし、それが現在の東弁や日弁連の憲法関連委員会内部の多数意見でもある。これまで日弁連や東弁の会務の中枢を担ってきたベテラン世代(30期代くらいまで)には、基本的にはそのような考え方の弁護士が多いように思う。

しかしながら、「憲法改正手続をもって憲法の中に 行使要件を厳格に定め、立憲主義の民主的コントロールの下に置くのであれば、そのような武力行使も国際平和のためには有用であり必要」という考え方の弁護士も、実は東京弁護士会の中にも少なからず存在している。むしろ、いろいろな会合の席で本音の話を聞いていると、若い世代では、そういう考え方の人の方が多いのではないかと思えるぐらいである。 私自身は、そのような考え方には賛成ではない。 しかし、なぜ多くの若い人たちがそのように考えるのか、そのことはもっと議論されるべきであると思う。 誰も、戦争など望んではいない。それは、ベテラン世代も中堅世代も若い世代も同じである。ただ、平和であるためにどういう社会であるべきなのか、そこの価値観において、育った時代や回りの環境、受けてきた教育等から、考え方が違ってくることはあり得る。その違いを放置すべきではない。弁護士会はこれまで、会内が紛糾するのを恐れて正面からそのような議論をすることを避けてきたように思うし、若い世代の中には弁護士会内の憲法の議論に対して閉塞感を持つ者が多いようにも感じている。しかし、互いの平和への「思い」は、相手に伝える努力をしなければ伝わらないのである。

戦争体験者(親,教師等)から直接教えを受けてきたベテラン世代には、「平和への脅威」を自らの国の「権力の暴走」に対してリアルに感じる者が多い。 先の戦争による日本の惨禍が、まさに当時の軍部や政権の暴走によって引き起こされたものであることは明らかであるし、現代においても世界中の紛争状況を見れば、そのような軍事力による「権力の暴走」が身近に感じられ、何時でも何処でも起こり得ることと感じるからである。

このような考え方の者たちは、軍事力による「権力の暴走」はコントロールが困難という認識から、権力に軍事力を持たせることや権力の武力行使に対して強烈な抵抗感・猜疑心があり、そうであればこそ「戦争放棄」や「戦力不保持」を謳った憲法9条を守るべきという「思い」が強い。それ故に、他国間の紛争に武力介入することになる集団的自衛権の行使は認められないし、国連の集団的安全保障や平和維持活動についても武力行使は認め難いのである。

これに対し、戦後20年以上が過ぎ民主主義が当たり前になった時代に生まれ育った世代においては、そのような「権力の暴走」はリアル感がなく、国際社会における実際の軍事的緊迫の方が、よりリアルな「平和への脅威」と感じられるようである。そして、わが国への中国や北朝鮮の軍事的脅威をリアルに感じる者にとっては、どうすればその脅威に現実に対抗できるか、その抑止力こそが平和への手段ということになる。

このような考え方の者たちにとっては、「権力の暴走」は軍事力の民主的コントロールの問題ということになり、必要な情報供与と厳格な憲法規範(行使要件)のルールがあれば軍事力の民主的コントロールは可能で、そのためには憲法9条の一部改正もタブーではない、それを前提に集団的自衛権等の海外での武力行使も認められるべき、ということになる。そして、集団的自衛権否定論者はあまりにも現実の脅威を過小評価し過ぎており、その武力行使なき安全保障論にも説得力がない、という批判にもつながっている。

もちろん、一概に世代だけで論じることはできないし、上記のような見方も一面的かもしれない。しかし、同じく平和を願いながら、そのような「平和への脅威」に関する価値観の相違や、憲法9条への「思い」の方向の差が、もし本当に世代間にあるとすれば、互いの価値観や「思い」を知って理解し合う努力を重ねることが、真の平和を実現するために必要であろう。

私自身は、「抑止力」という名の集団的自衛権等の軍事力の整備は、少しでも相手より軍事的優位に立とうとして必然的に軍拡競争に繋がっていき、最後には平和的な話合いや信頼関係構築の努力よりも軍事的な「力」による解決に権力者を走らせ、いつかそれが戦争という形で暴発すると思っている。そのことを、理屈や原理ではなくリアルな脅威として伝えるにはどうすれば良いのか、また武力行使なき安全保障論について誰もが納得する説得力を持たせるためにはどうすれば良いのか、それが私の中で未だに解けない難問である。多くの方々の知恵を貸して欲しい。

憲法問題に関する

東京弁護士会「会長声明・会長談話」一覧 2014年度・2013年度

2014年7月1日

集団的自衛権行使を容認する閣議決定に強く抗議し, その 撤回を求める会長声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-366.html

2014年5月3日

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認を認めず, 立憲 主義を堅持する会長談話

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-359.html

2014年5月2日

砂川事件判決を集団的自衛権の根拠とすることに反対する 会長声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-357.html

2014年4月15日

「防衛装備移転三原則」に反対する会長声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-351.html

2014年2月19日

立憲主義に反する内閣総理大臣の発言に抗議する声明 http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-344.html

2013月11月7日

国家安全保障会議設置法等の改正に反対する声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-333.html

2013年9月18日

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認と国家安全 保障基本法案の国会提出に反対する声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-326.html

2013年6月11日

憲法96条の改正に反対する会長声明

http://www.toben.or.jp/message/seimei/post-314.html